

政治倫理審査会記録  
(対象議員：矢田松夫議員)

令和5年2月24日

【開催日】 令和5年2月24日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時55分～午後4時55分

【出席委員】

会 長	奥 良 秀	副 会 長	吉 永 美 子
委 員	伊 場 勇	委 員	大 井 淳 一 朗
委 員	白 井 健 一 郎	委 員	藤 岡 修 美
委 員	中 島 好 人	委 員	宮 本 政 志

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

傍 聴 議 員	岡 山 明	傍 聴 議 員	中 岡 英 二
傍 聴 議 員	福 田 勝 政	傍 聴 議 員	古 豊 和 恵
傍 聴 議 員	森 山 喜 久		

【事務局出席者】

局 長	河 口 修 司	局 次 長	島 津 克 則
主査兼議事係長	中 村 潤 之 介	庶務調査係書記	岡 田 靖 仁

【審査内容】

- 1 調査請求の対象となる事由について
- 2 その他

---

午後1時55分 開会

---

奥良秀会長 第9回山陽小野田市議会議員政治倫理審査会を開会いたします。  
最初に、宮本委員よりパソコンの持込みの申請が出ておりますので、許可します。また、一般傍聴の方から写真撮影の申請が出ておりますので、許可します。それでは会に入っていきたいと思います。次第の1番、調査請求の対象となる事由についてということで、前回の政治倫理審査会のときに、争点整理をしていきましようという話がありました。ちよっ

と長く政倫審が開けなかったというのは、私が皆様の予定を聞きながら調整をした結果、遅れてしまいました。今回は争点整理ということで、分かった事実、それと今からどういうことを調べていきたいかということとをここで話し合っていきたいと思います。その進め方については、請求内容の1番から4番について、順を追っていきたいと思います。そのような流れでよろしいでしょうか。

宮本政志委員 今の進め方でも、問題はあんまりないと思いますが、1番から4番の順番であっても、重なったりするところがあったり、あるいは3番まで行ったけど、重なって1番のところに行ってというのは、仕方ないですね。必ず1、2、3、4の順番で、2に行ったら1は駄目みたいな形じゃないということですね。その辺りは臨機応変に会長がさばっていただけるということよろしいですね。

奥良秀会長 私も一般質問のように1の項が終わったから2の項に行って、2の項から1の項に戻るようなことができないよということはいいません。何が目的かという、事実を突き詰めていくというか、そういったことが一番の目的でありますので、そういったところはいいのかなと思っています。あっちに行ったり、こっち行ったりすると分かりづらいところもありますので、もし戻られるのであれば、きちんと説明していただければと思います。ほかに何か皆さん、御意見はあるでしょうか。

白井健一郎委員 今日の議事運営なんですけど、大体どの辺りまで進められる予定でしょうか。例えば、中島委員に話を伺うということが今日中にあるのであれば、私も発言したいことがありますので、その辺を明らかにしてください。

奥良秀会長 今から進めていって、1から4がどのぐらいのボリュームになるか、皆さんがどれだけの意見を持たれているかというのは想定しておりませんので、どこまでいけるかというのはちょっと……。なるべく1か

ら4までは全てやりたいなというふうな運営をしていきたいと思っております。よろしいでしょうか。答えになっていますかね。

宮本政志委員 そうじゃなくて、1から4に入ったときに中島委員にお聞きしたいことがあれば、それは当然、お聞きしてもいいんですよということなんですよ。

奥良秀会長 中島委員に何か質疑があるのであれば、1から4のときに何かあれば聞いていただいて結構だと思います。

白井健一郎委員 今おっしゃったとおりと思うんです。確認ですけど、先ほども中島委員に聞きたいことがたくさんあるという発言もありましたが、何のために質問するのかといいますか、質問内容の限定ですよ。例えば、調査請求の対象となる事項1についての質問ですがとか、その程度の限定はされるべきと思うんですけど、どうでしょうか。

奥良秀会長 進め方としましては、1から4の一つずつの項目について始めていこうと思います。例えば2と3が重なっている質問があるよねというときには、そのように丁寧に説明していただいて、質問ですから、質問に答えるほうも質問内容が分からなければ意味がありませんので、その辺はきちんと確認しながら、質問していただいて、答えていただきたいと思います。そのような流れでよろしいでしょうか。ほかに、まだ入っていませんが、進め方について何かありますか。いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）本題に入らせていただきます。争点整理として、調査請求の対象となる事項1、1回読みますね。「矢田議員は、議会の制度を知らない市民を利用し、議会の名誉を損ねたこと。我々が議員として関わる時に、この記載事項や内容について市民に説明をして、納得の上で提出することが求められていることは言うまでもない。正に政治倫理の問題であること」とありますが、この中で、今まで議論をしてきて、また、矢田議員、参考人の方を呼んでお話を聞いた中で、この中で

まだ分かってないよねということがあれば言っていただきたいと思います。これを中島委員に聞きたいということがあれば、何を聞きたいか質問していただきたいと思います。委員の皆様の見解というか、質問であれば質問を求めます。

大井淳一郎委員 項目の1で「矢田議員は議会の制度を知らない市民を利用し、議会の名誉を損ねた」と書いてあります。それに対して4は、「市民を利用することにより、同僚議員の名誉を損ねた」と書いてあります。片や「議員の名誉を損ねた」、今からやるのは「議会の名誉を損ねた」とあります。冒頭で言われたかもしれないので、重ねてになって大変申し訳ございませんが、この議会の名誉を損ねたとは、どういう点で損ねたかというのをちょっと教えていただければと思います。

伊場勇委員 まず議会の名誉を損ねたことについて説明いたしますと、議会の制度を知らない市民というのが、政治倫理審査会というのはどういうものなのかというところだと思います。矢田議員については、7月30日に自治会の10名に対して政治倫理条例について説明したとありました。ただ、今までの審査でも明らかになっているように、市民はお金を返してほしかったんですよ。お金を返してほしかったにもかかわらず、政治倫理審査会が立ち上がることによって、お金が返ってくるという勘違いをされておりました。もちろん矢田議員は、この政治倫理条例を熟知されていることとは思いますが、結果、そうになっていないんですよ。ということは、議員が行ったことについて議会が間違っただけを教えているんじゃないかという疑義が生じるわけです。そうなることによって、議会の名誉というものが疑われることにつながっているんじゃないのかなと思っております。加えて、これには森山議員も関わっています。森山議員についても、いろいろ事実じゃないことについても、今までの審査でも明らかになりましたけども、被対象の矢田議員については横領だと言い切っております。何を根拠に言っているのかも分かりませんが、そういったことにおいても、議員が横領だという決めつける根拠がない

のに、証拠がないのにということについても、言って良いことと悪いことがあると思うんです。そこについても議会として、議会人として対応しないと議会の名誉を損なうことにつながるんじゃないかと思っております。

大井淳一郎委員 伊場議員の言われるように項目1と項目4が重なるんじゃないかと以前あったと思いますが、今言われるように、一方では、同僚議員、一方では議会全体の名誉を傷つけているんじゃないかというような主張だと理解しました。ここのポイントは、政治倫理の問題かどうかということです。現在、この審査請求については適ということで、多数決だったかもしれませんが、政治倫理の問題であるとなっております。そこも併せて項目1、政治倫理の問題であるということを明らかにしないといけないと思っています。私の考えは、森山議員のしたことは自治会内の行為であって、政治倫理とは無関係でありますけれども、矢田議員は、政治倫理審査会というステージを使ったらどうかということで動いております。これは議員活動と考えますし、矢田議員もそこは否定しておりませんので、私自身は、これは政治倫理の問題であると考えております。これは私の意見です。ほかの皆さんの意見を言っていただければと思います。

奥良秀会長 大井委員から1に対して、議会の名誉を損ねたということで、虚偽であったり、間違っただけを説明したということが理由ということでですね。

大井淳一郎委員 議会の名誉を損ねたという事実認定は、今から話されると思います。損ねたかどうか、今から皆さんの意見も踏まえながら、最終的に判断したいと思います。

藤岡修美委員 私も大井委員に同感です。一般市民の方は、政治倫理審査会という存在自体も知らないと思うんですよ。自治会内の問題を市議会の政

治倫理審査会に掛ければ解決するような話でもって、元請求代表者が請求書を出された。議員である矢田議員の責任は重いと考えております。

奥良秀会長 藤岡議員から市民をだましたことは大変重いという言葉がありました。ほかに何か。

白井健一郎委員 事項1について一番問題となるのは、議会制度を知らない市民を利用したとまで言えるかというところだと思っています。この市民が本当にお金を返してもらう目的だけで矢田議員と話したのか、それとも、うちの自治会で問題があるから、これを市議会で取り上げてほしいとか、市議会で話をしてほしいということであれば、だましたとまでは言えないのではないかと思っています。そこはまだ明らかになっているとは思っていません。

奥良秀会長 まだ明らかになっていないけど、だましたまでは行っていないんじゃないかという白井委員の意見です。

宮本政志委員 中島委員にちょっとお聞きしたい。元請求代表者といろいろお話をされたのなら、その当時、自治会の一番の要望は何だったのか御存じですか。

中島好人委員 元請求代表者との関わりは、請求書を提出したという記事からですから、本人とは面識はありません。共産党市議団として状況を知っていたんで、議員団で会派の代表にちゃんと説明してほしいというのを以前出した。（「もう一回」と呼ぶ者あり）うわさになっていたんで、この辺は会派の中できちんと説明してほしいという要望を会派代表に出していたんです。新聞を見て、一緒だなという感じでした。それで、私どもの持っている情報なんかも伝えようかなという感じで、接触したのが初めての状況です。

宮本政志委員 当初から、例えば中島委員が、元請求代表者に最初からいろんな御相談を受けておいて、何を自治会として要望されていらっしまったのかを把握していたんじゃないかと、そういったもろもろのうわさとか話とか相談とか、あるいはいろんな情報、そういったものが出てきて、それを見てから、こういうことを要望書していたんだというのを知ったということですね。

中島好人委員 私どもは、基本的には一議員が巨額なお金を3年間も何年間も自宅に置いていたということ自体をはっきりさせるというか、議員として説明責任があるんじゃないかということの中身だけですから、基本的に自治会内においても、そういうのが要望としてあったらと思うし、自治会内の会計の中身のところまでタッチしていないというか、余り興味がないというか、うわさになっていたのはそっちのほうですから。この間の僕のいろんな質問もその1点だというのは、議事録を見ていただければ分かると思います。その1点がずっと質問してきた内容になっていると思います。金が入ってくるとか何とかとか、そういうのを私のほうでは一切やっておりません。

宮本政志委員 そうしますと、私らの請求の「議会の制度を知らない市民を利用し、議会の名誉を損ねた」というところで、その元請求代表者の方は、矢田議員から、「政倫審に掛けたら、一番の要望として自治会が持っているお金が返ってくるんだよ」というふうなことを言われて信用された。そういった経緯というのは、今の話からいくと、当初から御存じじゃない。それとも、そういった経緯に関わっていたんですか。

中島好人委員 関わっていない。矢田議員の参考人招致のときに、こうした質問に対しては、本人は何度も丁寧に説明したという回答をしていたとあります。

伊場勇委員 この件について、森山議員がお金を家で保管していたという事実



を聞いたというのはいつぐらいですか。矢田議員から聞いたんですか。  
誰から聞いたんですか。

中島好人委員 矢田議員ではありません。名前を言うわけにはいきませんが、  
議員ではありません。

伊場勇委員 矢田議員は、市民10名を集めて政倫審のことを説明していて、  
元請求代表者が出した請求書も矢田議員が作ったと矢田議員本人も認めて  
います。業務上横領という文言も使われています。その文言を議員が  
使うのはどうかなと思うんですが、そういった一連の主導的な動きは矢  
田議員がやっていたんじゃないかと推測できるんですね。8月29日に  
中島委員と山田議員が矢田議員と一緒に調査請求書を出されたじゃない  
ですか。出されたということは、3人が一緒に主導したのか、それとも  
矢田議員が主導でそれに賛同したのか。どうなんですか。

中島好人委員 これはたしか取下げの記事を見て、このまま何もなくなるとい  
うんで、私からだったかなあ、やっぱり説明責任があるんじゃないかと  
提案したと思いますけどね。どっちかというところそういう感じだったです  
かね。私どもはちゃんと明らかにしてほしいと言って、会派代表に正式  
に出しているわけですね。その回答がないという状況があったんで、そ  
の辺は私からきちんと議員としての説明責任を果たす必要があるんじゃ  
ないかという判断でした。

奥良秀会長 お話を聞いていると、請求を出すときには、中島委員から矢田議  
員に「出したほうがいいんじゃないか」と話したということによろしい  
んですね。

中島好人委員 そのまま取り下げられたらうやむやになってしまう。こんだけ  
話題になっていて、会派の中で説明責任を果たしてくれみたいなのを出  
しているわけですが、何か月たっても出てこないし、元請求代表者から

そういうのが出て、取り下げられた。流れとして、どんなですかと働き掛けたんじゃないかと思います。

伊場勇委員 この件に関しては、矢田議員と行動を共にされている部分があるので、矢田議員に対してどういう関わり方をしていたのかという面で質問したんです。中島委員がどういったことを聞いていてとか、何を聞いているというのを今から少し質問しようかなと思って、その入口で聞いたんです。1に関係ないと言われたら関係ない部分が少しあるかもしれませんが、御容赦ください。事実は違う人から、矢田議員じゃなくて違う第三者の方から聞いたということですね。今まで矢田議員を呼んで話を聞きましたけれども、矢田議員から聞いていることについて少しお聞きしたいんです。元請求代表者がいらっしゃいますよね。元請求代表者の方は、お金が戻ってくるということで政倫審を立ち上げようと言われたということについて、矢田議員から何か聞かれていますか。

中島好人委員 私はそういう自治会内の話は一切興味ないし、そういう話はないです。私はあくまでも巨額なお金の問題です。それだけです。この問題も参考人を呼んだときに、矢田議員は、そういったことは言っていないと答えたのではないかという記憶があります。

奥良秀会長 整理というのはなかなか難しいなというのがあります。お互いいろいろな言い方があると思いますが、ほかに何か意見であったり、質問であったりありますか。今の内容的には、なかなか事実、どっちが正しいのかというところもあるとは思いますが、ほかに何か意見や質問がある方はいらっしゃいますか。

藤岡修美委員 はっきり分かっているのは、元請求代表者による調査請求書、森山議員宛ての請求書で、矢田議員から「作ったのは私です」という発言がありました。調査請求の対象が業務上横領違反容疑で、これも矢田議員が作られたと言われています。そういったものを調査請求で政治倫

理審査会に出す。業務上横領違反であれば警察、当然そういうことになろうかと思うんです。こういう書類を作って、元請求代表者の署名押印で出させた。本人は納得して出されたのかも分かりませんが、そこまで携わった矢田議員の責任はすごく重いと私は考えます。

奥良秀会長 制度を知らない市民にそういうものを出させたということが問題であるということですね。それが本来そうであればそうかもしれないですね。

宮本政志委員 中島委員の個人的なお考えをお聞きしたいんですけど、政治倫理条例の第3条第1号に「議会の名誉と品位」という言葉が出るんですけど、議会の名誉というのは何を指しているかをお聞きしていいですか。

中島好人委員 これは私どもが書いたものですか。

宮本政志委員 政倫審を請求するに当たって、当然本市の政治倫理条例のどこに抵触するんだろう。いろいろな要因とか根拠というのは当然考えられた上で、請求は起こすもんなんです。ちょっとお聞きしたかったですよ。ほかの委員の方も聞きたいんですけど、時間的なことを考えて、中島委員は、例えばこの「議会の名誉」というところの「名誉」は何を指しているのかというのをちょっとお聞きしたかったなど。前にもお聞きしたかったんですけど、聞いていなかったんで今お聞きしたいんですよ。

中島好人委員 創政会が出した請求書に「議会の名誉を損ねた」とそちらが言っているわけですね。何でそれを私に聞くんですか。反対にそちらが出しているんだから、聞くのはこっちで、そちらからこっちにどういうことかと皆聞くわけですか。

宮本政志委員 会長は1、2、3、4で進めていけますから、これに対して異議はないんですけど、この1に関しては、我々会派のほうでいろいろ

議論をして、これについてこのような考え方を持った上で請求しているというのは、後で述べようと思っているんですよ。それに当たって、一度請求者の経験があったんで、中島委員がどのようにお考えなのかなというのをお聞きしようと思っていたんだけど、別にそれは、答えないから悪いとか良いとかという話じゃないから、その点はいいですよ、答えなくて。

中島好人委員 先ほど横領の件を言われたんですけども、これも参考人を呼んだときの回答が、集まりの中で自治会員なりから、これは横領だと言っていたんで、その言葉を使ったと言っていたのは記憶があります。

宮本政志委員 中島委員は横領という言葉が聞かれてどう思われましたか。そのとおりだと思われましたか。それとも、実際そこまでの言葉はどうなんだとか思われませんでしたか。そういう話を聞かれたわけですよ、言葉をね。それはどう思われましたか。

中島好人委員 横領そのものが犯罪行為という形になりますんで、ここまで来た経緯、住民感情に沿って、地元の感情みたいな中から、そういうものが生まれてきたんかなと思ったんですけど。どう思ったかでしょう。だからそう思った。横領という言葉自体は犯罪行為の疑いみたいな形になるけど、その言葉自体は、自治会内の雰囲気とか総会で出たような雰囲気とか、そういう中からそういう言葉が生まれてきた、そういう住民感情の中からそういう言葉が生まれてきたんかなという感じで受け取った。そう思いました。

宮本政志委員 言葉が出てきた経緯とかじゃなくて、横領という言葉聞いたときに、そのとおりだ、森山議員がそうなんだと思われたのか。そうなんかな、これってもっときっちりやらんと一概には言えないな、はっきりそう言っているもんかなと疑問を呈したのか、そのとおりだと思われたのかなと思って。

中島好人委員 先ほど言った答え以上のことはないです。そういうはっきりした態度じゃありませんと言っているわけです。そういう言葉が生まれてきたのは、住民と関わってきた中で、そういう感情、意識、そういう言葉も出てきていたんで、そういうところから生まれてきたんかなと思った。どう思われたかと聞いたから、私はそう思った。それ以上を今から作るんですか。作るわけにはいかんでしょう。聞いたときはどう思ったかだから。その後に冷静に考えたらという話じゃないでしょう。そのときどう思ったかを問うているわけですから、これ以上の答えはありません。

宮本政志委員 その時点では中島委員は、自治会としたらお金が返ってきたらいいというのが一番の要望だろうなというのは、先ほどのお話からいったら、もう御存じだったですよ。

奥良秀会長 自治会の要望としては、お金が返ってくることが一番だったということなんですが。

中島好人委員 僕らは、お金がどうのというのは全然。ただ、多額のお金を3年間持っていたんで、その説明をきちんと果たすべきじゃないかだけです。何回も言うように、お金が戻ってくるとか、そういう話とかじゃなく。

宮本政志委員 自治会の人たちから横領という言葉が出て、そういう言葉が耳に入ってきたと。その時点では、自治会の人たちはお金が戻ってくるとを一番の要望にしていることは知らなかったと。なら横領とかという言葉が出たときに、それが本当に事実であれば、そのときは中島委員としたら、横領が本当なら、それはもう政治倫理とかの問題じゃなくて、弁護士なり警察なりに相談してやればいいのかとかという判断がよぎったんじゃないですか。つまり政倫審にそぐわないとか、横領なら

政倫審で片づけてとかはおもわないでしょう。どうやって思われたんですか。

中島好人委員 僕らは、もうちょっと事実を確かめたいということで、本人を招致して聞いたんです。聞いた中でもある程度明らかになった点もあったんですけども、もうちょっと詳しく中身を聞きたいというのがあって、これはもう2回目の請求だから、本人は来なくても、文書でも回答してもらえればいなと思って、こういうことを明らかにしたいんで、もう一度審査会をしてもらいたいというのを文書で伊場会長に提出しました。提出した後、これは公にならず、適か否が問われて、否となりました。明らかにならんずくで、適さないということで僕としては中途半端に審議が終わりました。もうちょっと調べたかったけども、それ以上は言えないという状況です。

宮本政志委員 ならもう中島委員はあれじゃないですか、結局。例えば最初から自治会のほうで、お金がこうだから返してほしいんだということも別に知っていたわけじゃない。それから、横領はどうかというのは、皆さん言葉が出てきたけど、それが事実かどうかも分からんから、当然それが政倫審にそぐわないけど、政倫審にしたらいよいよとか、警察に相談したらいいよということすら言うことは考えにくいのよ。だからこの1番は、矢田議員はとしているの。議会の制度を知らない市民を利用して、そして議会の名誉を損ねたことと書いてあるでしょう。だから、これは中島委員に当てはまらないよね。関与していないね、関連は。それをちょっとお聞きしたんですよ。

中島好人委員 問題になっていたのは、お金を3年間ずっと持っていたこと自体がおかしいんじゃないかという疑惑があったから、それに対してきちんと説明責任を果たしてほしいという1点なんだよね。今までも僕の質問はその1点しかしていない。

宮本政志委員 矢田議員は議会の制度を知らない市民を利用しというのは、ごもっともだなと中島委員は思っているということじゃないですか。矛盾を感じんもん。

中島好人委員 僕は彼が一生懸命説明したというふうに答えているんで、僕は説明したというふうに判断しています。

奥良秀会長 中島委員は、矢田議員は市民に対してきちんと説明したということは今言われましたね。

宮本政志委員 中島委員、1回でも矢田議員が自治会の方々とかにそういった説明をする場にいたことはあるんですか。

中島好人委員 僕はありません。

宮本政志委員 そうすると説明したよというのは、矢田議員から聞いて、そういう発言があったから、ちゃんと彼は説明したんだなということだけということですよ。

中島好人委員 そういうことです。

奥良秀会長 中島委員は、矢田議員がきちんと説明したということで、その場にはいなかったけど、そう聞いているというところですよ。

藤岡修美委員 矢田議員が西善寺自治会住民180名の署名を集めて政治倫理審査会を設置した経緯を記載した矢田松夫記のチラシがあるんですけども、これを参考資料としたい。皆さん持っておられますか。

奥良秀会長 内容を見させていただきたいと思いますので、暫時休憩します。

---

午後 2 時 4 0 分 休憩

---

---

午後 3 時 再開

---

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開します。藤岡委員より資料が提出されました。こちらを添付資料として審査会で扱うことについてお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしということで、この資料を参考資料として審査会で使わせていただきます。この件につきまして説明をしてください。

藤岡修美委員 矢田議員に参考人で来ていただいたときの発言で、矢田議員はあくまでも自治会のサポーター役であるというような発言がありました。このチラシを見ると、「矢田松夫記」と最後のほうに記述があり、矢田議員が作成されたものであります。しかも横書きの文章の下から 2 行目、市議会議員として、森山喜久氏の不正疑惑について、24 日から政治倫理審査会で存否の調査を求めた署名活動に入ると、かなり主体的に活動しておられます。これはサポーターではなくて、矢田議員が主体的に集められて 180 名の署名を集められたというふうにとれるんで、この書類を参考書類としてお願いしたわけです。

奥良秀会長 藤岡議員から矢田議員に対して、最初の答弁の中ではサポーターとしてということがあったんですが、この文書を見ていただいて、矢田議員が動かされたという内容の説明のための書類ということで出されたんですが、これに対しての御意見がある方はいらっしゃいますか。

白井健一郎委員 議員が主体的に動くか、議員じゃない市民の方が主体的に動くかは、それは結構はっきりしていない場合も多いと思うんですよね。今もらった資料なんですけど、これの解釈の仕方はいろいろあると思います。私がどう解釈したかといえば、これは矢田議員の政治倫理審査会



を設置してほしいというかなり強い気持ちが現れていると読んだんです。そうすると矢田議員は、そこで政倫審が不適當な選択肢だということに気付いていない。ということは、制度を知らない市民を利用したというよりも過失なんですよ、故意じゃなくて。自分が積極的に市民を利用しようとしたんじゃないで、矢田議員の間違いだっただということになるので、そう考えると調査請求の事項1は、私から言えば成り立たないということになります。

奥良秀会長 白井委員が言われたのは、矢田議員が政治倫理条例のことをよく分からなくて、こういうふうに動いてしまったというような言い方で、取り方によっては、主として動いた。片方としたら、アドバイザーとしてやったと意見が分かれています。

宮本政志委員 その前にちょっと奥会長、失礼ですけど、効率的な運営のために一人一人の委員の反復はされなくていいと思います。白井委員の言われたことというのはすごく重要なんだけど、矢田議員は前期4年副議長されておられるんよ。それから、前期のときの政治倫理審査会長まで経験されておられる方なの。そういう立場の方が、よく分かっていなくて、勘違いをしてというのは、まずあり得ないと思うんでということはお伝えしときたい。

白井健一郎委員 例えばこの事案が、先ほどから出ているように業務上横領という言葉が使われるようなら警察の問題だって先ほどから出ていますね。ですから、この政治倫理審査会設置に向けた動きは間違いだとなりますけど、ここに書かれているのは、横領の話じゃなくて、公金を自宅に置いているということしか書いてないんですよ、この資料には。この資料の事実を素直に取るなら、政治倫理審査会を選択しても間違いではないんですよ。

伊場勇委員 自治会内のことなので、政治倫理じゃないと私は思っております。

こういう文書を見ると、矢田松夫議員本人が書いているように思います。これはまた本人に確認しなければいけない事項が一つ増えましたが、議員が議員のことを、例えば中段にあります森山議員が脅迫をしているとか、自治会に不幸な事態が訪れるかもしれないとか、これはやっぱり悪意というものを感じざるを得ないんです。もっと議員としてのやり方というのはほかにもいろいろあると思うんですよ。業務上横領容疑という言葉は、たとえ市民から出た言葉かもしれないけど、やっぱり使ってしまうというのは、何かもう一つ矢田議員の理由があるんじゃないかなと思ってしまいます。もっと違う書き方ができるでしょう。議員がこういう文書を作るんですよ。そこがどうなのかなと私は疑問が生じています。

宮本政志委員 中島委員、共産党市議団の2人も一緒に協力して作られたんですか。

中島好人委員 前から言っているように、これを見たのも初めてですから。僕らはお金を自宅に持っていたという話は、きちんと説明する責任があるんじゃないかということなんですよ。

大井淳一郎委員 藤岡委員にちょっとお伺いしますが、この資料はどのような形で入手したんですか。ポスティングされていたんですか、それとも新聞の折り込みや自治会の回覧ですか。分かる範囲でお願いします。

藤岡修美委員 裏は前請求者の森山議員に対する調査請求で、コピーしたものが資料一件の中にどういうわけか閉じられていて、私もどっから入手したか分かりません。たくさんの資料の中から、たまたま見直していて、すごいのがあるという形で出させていただきました。

大井淳一郎委員 分かりました。ちょっと確認したいのは、このような文書、政治家矢田松夫記になっておりますが、このような文書を頒布していいのかなと思ったんです。要は後援会だよりでもないし、違いますよね。

こういう文書をそもそも配布していいのかなと思うんです。公職選挙法とか、そういった法律に抵触しないか心配で。事務局はわかりますか。即答できないと思います。ちょっと調べていただければと思います。

奥良秀会長 ちょっと調べますので暫時休憩させていただきます。

---

午後 3 時 1 0 分 休憩

---

---

午後 3 時 2 5 分 再開

---

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、政治倫理審査会を再開します。先ほど、藤岡委員より提出された参考資料なんですが、この件につきまして公職選挙法に抵触するのではないかということで、事務局に確認を取っております。事務局の報告をお願いします。

岡田議会事務局庶務調査係書記 追加として提出された資料が公職選挙法等に該当し得るかというところで調べさせていただきました。まず司法の場ではございませんので、断定はできないという前提でお聞きいただきたいのですが、議員の皆様がビラを配るという行為に関しましては、公職選挙法上、その配られた内容、時期、そして対象等を総合的に勘案されて、適法、違法が決まるものと考えております。その中で、この文書の出された時期が不明であること、そして、この内容が他の候補者を落選せしめることを専ら目的としているか、若しくは自身が当選することを専ら目的としているか、内容についても断定できないところがございます。ですので、断言はできないという前提の下、一義的には公職選挙法に直ちに抵触しているというものではないと考えております。

大井淳一郎委員 事務局から見解を伺いました。これは主題ではありませんので、この中身については、これ以上はあれですけども、ただこういった

文書を矢田松夫議員が書かれているという事実は、添付として出されているので、これはこれを基に今後協議していきたいと思います。

奥良秀会長 ちょっと公職選挙法等々の話で話がちょっとそれましたが、戻しまして、対象となる事由の1に戻りたいと思います。そのほか、皆様の御意見、御質問が何かあるでしょうか。ずっと話を聞いているところによると、中島委員については、矢田議員とそこまで情報交換がないような感じに受け取れるんですが、いかがでしょうか。

伊場勇委員 少し出るかもしれませんが聞きます。先ほど新しく出された資料についても悪意があるんじゃないかというところを私は述べさせていただきました。森山議員に対して、森山議員を陥れたかったというところもあるんじゃないのかなと感じてしまいます。中島委員、もう1回確認したいんですけど、市議会の正常化を求める会というのを矢田議員と一緒に立ち上げられたわけですね。そこについて、いろいろ自治会の内部の資料等々を使ったとかという話も聞いておりますが、そういったことを矢田議員が先ほど言った悪意を持ってとか、森山議員を陥れようとしたとか、そういうふうを受け取らざるを得ないんですが、中島委員は、そういうニュアンスで矢田議員から聞いたことがあるのかどうか、若しくはずっと中島委員はおっしゃっていますけども、本当に説明責任をちゃんと果たしてほしいというだけで中島委員は動いたのか、その辺をもう1回確認させてください。

中島好人委員 僕らは基本的には、新聞で自治会が提出したと知ったんで、そこからなんですよね。それで、取り下げられたということがあり、何も説明責任を果たさないの、きちっと説明責任を果たしていくべきじゃないかと判断して、持ち掛けて、議員で請求したということです。その後の動きについては、共同で出したんですから、共同で出した以後は、いろいろ話し合ったりはしましたけども、以前については、全く友好がありません。以後の問題では、やはりこの問題で市民にもきちっと知ら

せていこうというふうな思いだったんです。

伊場勇委員 以後ですよ。市議会を正常化する会を立ち上げられて、活動を共にして、そのときですよ。矢田議員からどういうふうな、また矢田議員は、それまでいろいろ資料を集められて、主導とも考えられるように元請求代表者が出された請求書も作成したわけじゃないですか。その後、行動を共にされたというところで、悪意を持ってとか、森山議員を陥れようとするような言動等々、中島委員はそういうふうな受け取ったことはないですか。

中島好人委員 以後のことについては、この請求と何ら関係はないんですけども、僕らにとっては、自治会内のお金が返ってくるかは関係なく、自治会内の資料は頂きましたけども、資料を頂いたぐらいで、そこから意見を言うとか、全然分からんもんが聞いても分からんですから。僕らは巨額なお金をずっと自宅で保管していたことに対して市民の関心があるわけですから、その市民の関心にきちっと応える必要があるんじゃないか。これは当然のことじゃないかなと思っています。

伊場勇委員 その資料について、最後に聞きますが、結局この資料、いろいろ自治会の内部情報で使用できなくなったじゃないですか。根拠になったのはもう使ってくれるなと市民の方から、自治会の方から言われて使わなくなった。そういった資料を矢田議員は、「自分が持っているから、これを使おうぜ」となったわけじゃないですか。それについては、この資料の使い方をどういうふうな聞かれていたんですか。これはもう公にするべきだとか、そういったところで認識していたんですか。結局使えなくなったんですけど、その資料の使い方がちょっと乱暴なんじゃないかなと私は思っていたんです。中島委員は情報をもらった側なんで、どういうふうな情報の取り方をしたのかなと思ひまして、中島委員に対してです。

中島好人委員 どういうふうに答えたらいいか分からないんですよ。くれるわけですから、受け取った。それをどう思ったかと聞いているわけですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）受け取っただけです。この間の経緯については、僕らの責任で行っています。彼が出した資料うんぬんについては、それは答えようがありません。

宮本政志委員 伊場委員の質疑に少し関連しますが、先ほど、矢田議員といろいろ共にされたときに、森山議員と矢田議員は、前期は同じ会派を組んでいたんですよ。だけど、改選後に森山議員が会派と一緒に組むのは断ったというのを本人から聞いているんだけど、そういったいろんな遺恨というのかな、そういったところが原因で、例えば、次の選挙で足を引っ張ってやらないといけんとか、あるいはどうしてもこいつはこうだっというね、本当に陥れてやらないといけん、こいつは許されんとかというような雰囲気というのは、さっき伊場委員がそういう言葉を聞いちゃったですかと言ったら、それはないようなことを言われたんだけど、雰囲気を感じたことありますか、ないですか。

中島好人委員 そういうことは、答えるべきではないと思います。雰囲気を感じたか、感じていないかというのは、そんなの答える必要はない。雰囲気をどう感じたんですか、そんなものを聞いても答えようがないです。

宮本政志委員 答えようがないと言われたらしようがないんだけど、例えば、一緒にしよったけど、余りにもちょっとこれは議員としてとか、一般的なモラルの問題とかを逸脱して、これは単なる個人的な感情で、どうしても森山議員をここで陥れて、こうでというのを感じれば、普通、ちょっと一緒に行動ができんなとか、困るなとかとなると思うんで、この人はそういうことが目的なんかなとかいうのを感じたかどうかというのを聞きしたかったんだけど、感じた、いや感じたことはないというのはちょっとお答えしにくいと言われたんで、再度聞きます。やっぱり感じたかどうかは、答えにくいですか。

中島好人委員 それぞれの議員がそれぞれの議員の立場で責任を持って活動しているものなんですよ。その議員に対して、どうのこうのというのは、よっぽどのことがない限り、苦言するもんじゃないと僕は思っています。それは議員自身の範囲で活動していると判断しています。

白井健一郎委員 先ほどから質問が想像の域に入っている気がするんです。しかも特定の個人の名誉の問題もありますし、それを言わせてもらいます。

奥良秀会長 中島委員からは、矢田議員から提出された書類については、使っていないとか、もらっておくような感じでしたと。白井委員からもこの中とはちょっと違うんですけど、遺恨とかそういうものがあつたかどうかという話も、そういった部分はないということですね。ほかに何か意見か質疑かあるでしょうか。

宮本政志委員 さっきの白井委員が言われたことはそうやね。ただ4番も少し絡んだのよね。一つ一つもいいんだけど、少し絡んでいくところもあって。中島委員、業務上横領の関係がいろいろ出たときに、例えば、市議団の2人とか矢田議員とかの中で、自分たちで、これが事実であれば刑事告訴しようとかというような話合いとかはなかったんですか。

中島好人委員 そういう話は一切していません。僕は本人の事実説明を求めただけで、それ以上の話もしていません。

宮本政志委員 お三方から刑事告訴しようかという話は出ていないと。例えば、こういう問題というのは、重複するかもしれませんが、自治会の方々に弁護士に相談したらとか、警察に相談に行ったらとか、あるいは、そういうふうな形がいいんじゃないとかという相談を受けたり、言ったりというアドバイスもなかったんですね。

中島好人委員　そういうのは全くありません。警察の話なんか全く知りません。僕は、事実説明を求めただけです。なかったら警察にとかそういうような話をしたことはありません。

奥良秀会長　今2に移っていつているんですが、また1に戻ってもいいですかね。1のほうで争点整理ということでお集まりいただいております。今後、1に対してもどういうふうに進めていくかというのを話し合っておかないとまずいと思います。

大井淳一郎委員　ここでは、矢田議員が記載事項の内容についてきちっと元請求代表者とかに説明して納得の上で提出したのかということがポイントだと思います。これは矢田議員が本当にそのように真摯に説明したかどうかということが争点といえれば争点ですので、そこはいずれ矢田議員を呼ぶことになるでしょうから、解明しなくてはいけないと思っています。議会の制度を知らない市民を利用し、議会の名誉を損ねたということにつきましては、ほかの事項と併せて総合的に判断されるべきものだと思いますので、この事項をもって判断できないとは思っています。

奥良秀会長　大井委員の意見から、争点というところが出ました。これがいつまで続くか分かりませんが、そういったことも矢田議員にもう一度聞いたほうがいいのかという意見ですね。ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。ここで1は終了とさせていただいてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に、2に移ります。先ほど1を読んだんで、2を読みます。「申請書の横領違反容疑という文言を市民が発したかのような表現により、その市民の人格が疑われることになった」ということなんですけど、このことについて意見、若しくは質疑があればお願いいたします。

大井淳一郎委員　この点については先ほどの議論と重複するところがございまして、はっきりしていることは、申請書、これは元請求代表者のもとも



との分だと思いますが、その中に横領違反容疑という言葉が後から出てきた添付資料に書いてありました。この文書については、矢田議員が作ったということがはっきりしています。矢田議員の認識とすれば、あくまでも説明会等の中での市民の意見をそのまま反映したと書かれておりますが、その後、委員からもあるように、議員たる者が、そういった表現を用いることを主導というか、実際作っていますから、そこは少し問題ではないかということがあります。その辺がこの2番については、争点になるかと思えます。それもありますし、新聞社にぱっと出たことがありますよね。矢田議員にこのことを聞いたのかな。リークについては否定をしていたかもしれませんがね。でもそこは問題になるかと思えます。事前に記事が漏れて大々的に新聞に出るということは、森山議員にとってはかなり痛手でしょうから、そういうこともこの2番では問題になるかと思えます。4番も絡みますけどね。

奥良秀会長 今、大井委員が言われたことが、矢田議員に関して聞かなくてはいけないことと思えますが、この表現、横領違反容疑というのが、適切だったのかどうなのかということと、あともう一つが、新聞社のほうに話したかどうか、もう一度聞いたほうが良いという御意見ですね。

白井健一郎委員 この事項2の後段なんですけど、市民の人格が疑われることになったことって、どの程度の被害があったのかを知りたいんです。市民の人格が疑われることになったことというのが、どの程度今回のことで被害があったのかというのを可能ならば本人から、そうでなければ、他の手段でちょっと知りたい気がします。

宮本政志委員 人格が疑われることになったという程度のことを言われたんですね。これは御本人を呼んで、それをお聞きするというのも少し難しいですね。ただ、この方がどういうふうな雰囲気を持っておられたかで、例えばどういう場かというのは、ちょっとここで言うのは、なかなか申し上げにくいんだけど、どれほど困っておられて、人格が疑われること

に悩んでおられたかということを見ておられる方がいらっしゃるんで、それはまた、その方にちょっと話をお聞きしてみたいなというのがあります。ただ、今日は聞く方がいらっしゃらないんで、この場でお聞きできないので、その方がいらっしゃる時には、その方の雰囲気をお聞きしたら、我々がこれをなぜ載せているかというのは、御理解いただけるかなと思います。

奥良秀会長 程度というのは今ここでは分からないということで、（発言する者あり）説明できる人はいないということですね。ほかに質疑若しくは意見がある方いらっしゃいますか。2番のところでは、先ほどの表現が良いかどうかとリークの話もありましたし、先ほど宮本委員からも、告訴の話が出ていなかったということなんで、2番はこれで終わりたいと思います。続きまして3番です。「矢田議員は政治倫理審査会がどのような機関であるかを認識しているにもかかわらず、さも市民がもともと求めていた金員の返金の実現できるかのように虚偽の説明をしたことは、その目的が何であれ市民をだます行為であり、政治家として許されないこと」とあります。このことについて、質疑や意見を求めます。

吉永美子副会長 私の認識が間違っているのかもしれませんが、以前、矢田議員に来ていただいたときに感じていて、それから私は自分の思いを逆転させることができているのが、金員の返金の実現できるかのように虚偽の説明をしたということですが、御本人の発言では、そういう説明はしていないというふうに私は取っているということです。そのことについて御意見があればお願いします。

大井淳一郎委員 これについては私が矢田議員に、そのような説明をされたかというのと、彼は否定をしていました。ただ、一つ言えるのは、相手方の元請求代表者は、この政治倫理審査会で問題になればお金を返してもらえと思ったということがあります。ですから、これは非常に微妙なところで、矢田議員は否定する。でも、元請求代表者のほうは、これが問

題になれば返してもらえらると思つてゐるというところで不一致が生じていますので、これがどうかによつて、ここの3番のポイントになつてくるかと思つます。

宮本政志委員 今、吉永副会長が言われたことをちよつと違つて側面から見ると、この審査会に参考人で矢田議員がいらつしやつた。そして樋口氏がいらつしやつた。いろいろ供述をお聞きして行く中で、金員の返金が実現できるとの説明をしていなかったと判断できるんですよ。つまり政倫審を起したら、あなた方が求める金員が返つてくるのが実現しますよということと、説明をきつちりしていなかったと判断できるんですよ。ということは、元請求代表者から相談を受けたり、あるいは自治会の方から相談を受けたりすると、何が一番困つていて、何が一番問題になつてゐるのか、何を解決したいのか、そのためには、こういうふうな方法をしたらいいよ、それなら実現するよ、その辺りをきつちり説明していなかった。その辺りの事実を最終的にはしつかり矢田議員本人からお聞きしないとイケない。ちよつと矛盾点が幾つかあつたんで、お聞きしないとイケないということがあります。それがはつきりしないと、この部分は、はつきりしないんですよ。

奥良秀会長 今の内容であれば、この3番については、もう一度矢田議員に対して確認をしたいという話ですね。ほかに3番の事由について御意見か質問がある方はいらつしやいますか。この件に関しては、また後日、矢田議員に対して聞きます。3番は終わつて、4番です。「矢田議員は議会の制度を知らない市民を利用することにより、同僚議員の名誉を損ねたこと。このことは、提出者である市民が審査会の申請書を取り下げたことを鑑みれば、求めていた内容と違つたことの証明であり、そのことにより、議員の名誉を傷つけたこと」ということなんですが、この件につきまして質疑又は意見がある方は、発言をお願いします。

大井淳一朗委員 これは冒頭に添付された文書の中に森山議員が脅迫したとか

いった内容も書かれてあります。こういったことが名誉を傷つけたのではないかということもあります。これも先ほどのほかの事項との総合判断になるかと思いますが、業務上横領容疑が掛かっているかのような表現で元請求代表者を通じて自ら作成したことが名誉を損ねることになるのではないかということも争点になるかと思っております。また提出者が申請書を取り下げたということは、この問題は自治会内の問題だから、これからは不問じゃないけど、政治倫理審査会のステージから降ろしたにもかかわらず、もう決着しましたが、森山議員を対象とする調査請求書が出されております。一旦取り下げたものをまた蒸し返すようなこと。これは名誉毀損とはちょっと関係ないんですけども、問題にしなくてはいけないのは、最終的には取り下げられましたけれども、元請求代表者の同意を得ずに資料を用いたということも問題ではないかと思っております。それと併せて考えるべきことかと思えます。

奥良秀会長 その後に申立書も出て、そういうふうな書類も使ってくれるなどという話もありましたので、その辺もまた精査していく中では矢田議員にお聞きするようになるのかなと思えます。

大井淳一郎委員 あと、この問題で請求書が出される前と出されて森山議員のほうが不適となった後に文書が結構出回っております。この文書を誰が書いたかというのを明らかにしていかななくてはいけない。もしそれを矢田議員が書いているのであれば、少し問題があると言えるのではないかと思いますので、ちょっとそこは確認だけ、彼は否定するかもしれませんが、そこはしなくてはいけないと思っております。

奥良秀会長 私もその文書については存じておりませんので、ここでどうこう言えない立場です。

白井健一郎委員 今のところですけど、4には書かれていない事実ですか。

大井淳一郎委員 前後で出された文書の中身によると思います。それが森山議員の名誉を傷つける内容であれば問題ではないかと思います。そうでなければ違うと思います。

宮本政志委員 この4番というのは、今日何度か出ていますが、そもそもこういう問題があったときには、議員3人で政倫審の請求はできるんで、そもそも3人で請求すれば足りることを、わざわざ何で自治会というものを利用したのかな、市民を利用したのかなというところなんですよ。なぜ市民を利用したかというのは、いろいろ理由があると思います。今までの会議録の中にも元請求代表者が取り下げた理由が複数載っているんですよ。そうすると、正に森山議員の名誉を損ねて、そして陥れて、もっと考えれば、先ほども言いましたけど、選挙で絶対落としてやるとか、選挙でも絶対足を引っ張ってやるとか、そういったことも含まれた懸念というのを私らは感じているんです。その辺りは今からまた矢田議員本人を呼んで、いろいろお聞きするときには、この辺りをもう少し詰めて、矛盾点をお聞きしていこうと思います。今ちょっと補足で言わせてもらいました。

奥良秀会長 1から4の話聞いていく中では、もう一度矢田議員に来ていただくような流れになってくるのかなと思います。ほかに4番について皆さんの意見、質問は何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは最初に予定しておりました1から4の争点整理が済んだところで、いろいろと御意見、御質問を聞いた中では、もう一度矢田議員に対して質疑されるべきなのかなという流れになってくるのですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

宮本政志委員 今日、藤岡委員、伊場委員、私のほうで、いろいろ中島委員にお聞きしました。従来から言っていますように共産党市議団というのは2人です、中島委員と山田議員とね。中島委員は審査会の委員のメンバーだから聞けるんです。でも、もう1人の山田議員には聞くことができ

ない。だから、参考人として招致をずっと促していたわけですね。山田議員の参考人招致は、そのまんまの状態でも進んでいない。そのまんま放置状態になっているので、私は山田議員の参考人という話をきちっとこの場で整理しておく必要があると思います。それから、次はどうしましょうかという議論に入っていただきたいというのが、我々創政会、つまり藤岡委員、伊場委員、宮本の意見です。会長いかがでしょうか。

奥良秀会長 宮本委員から意見が出まして、中島委員は今日質問に答えていただきました。私としましては、今から山田議員に対して、今日の議事録ももちろん見ていただいた中で、出ていただいて、中島委員と同じように、この場で説明責任を果たしていただきたいということは話していきます。ただ、前までは、何を聞きたいかという話は、全然出ていなかったんですが、今回、中島委員に対しての質問内容はよく分かったと思います。今度は何を聞かれるかというのは分かったはずなので、そのようにもう一度話を進めていきたいと思います。そのような回答でよろしいでしょうか。

伊場勇委員 中島委員に聞きますけども、それでも山田議員は来ないとかということはあるんですかね。それは分かりますか。

中島好人委員 今日は今までと違って、かなり細かく、答えんでもいいようなものも随分答えました。項目1から4に何ら関係ないものもね。状況によっては、山田議員のこともあったんで、それなりに答えていこうかなと判断して答えています。内容もかなり細かく聞いてきて、回答していきますんで、彼が来ても同じ回答が出ると思います。今までは僕に対して具体的な質問はなかったわけですけど、この度は具体的な質問があって、答えたわけですから、既にもう呼ぶ必要はないと判断します。

宮本政志委員 呼ぶ必要がないというのは個人的な御意見であって、この会として、参考人招致として決めているわけなんです。もう政倫審の機関決

定なんです。従来から中島委員は、どういったことを聞くかをちゃんと事前に知らせるべきだと何度もおっしゃっていましたが、そのことを踏まえて、我々は今日、中島委員にいろんな質問をしたわけです。そうすると、今日の会議録を全てとは言いませんが、きちっと精査して、そして正式に文書にして、それをもって市議団の1人である山田議員にこういったことがお聞きしたいから、参考人招致は継続しているんですと改めて参考人招致を、聞きたいことを書いた文書を会長の名前で出すべきかなと我々3人は思っています。市議団の1人として、そういったもの出すんだから、参考人に出るべきだよというふうにお話をされるのか、あるいは出るだろうと思われるのか。その辺りをちょっとお聞きしたいんですよ。じゃないとこの審査会が進んでいかないの。

中島好人委員 僕のほうから出ろとか、出るなとかは言いません。

白井健一郎委員 先ほど機関決定の話が出ましたけど、参考人として招致すると決めました。彼は断りました。そこで機関決定は終わっていると思うんですけども。

奥良秀会長 会の決定として、宮本委員からも出ましたけど、山田議員に対しても、中島委員と同じ市議団であっても、また別の意見があるかもしれないのでお聞きしたいということがありました。会としましては、1回出てきてほしいということで要請して断られたから、2回も3回もお願いしています。この件については、真実を深めていくためには、お呼びしたほうがいいだろうと思っておりますので、今後もお呼びする形を取りたいと思います。

白井健一郎委員 新たな意思ですよ。意思決定ですよ。ずっと続いているんですか。

奥良秀会長 継続していると考えております。

大井淳一郎委員 中島委員にちょっとお伺いしますが、共産党市議団の機関誌として明るいまちがありますよね。あれは山田議員が1人で書いているんですか。

奥良秀会長 明るいまちについて、この内容と何か関係があるんでしょうか。

中島好人委員 もちろん一緒です。

大井淳一郎委員 私がこれを聞いたのは、明るいまちに請求書が出される前も後もずっと森山議員のことを取り上げて、ずっと書いています。山田議員が実質的な執筆者だと私は認識していますので、山田議員と矢田議員が行動を共にしていたかどうかを明らかにするために参考人として呼ぶべきだというのが僕の考えです。中島委員は、明るいまちで森山議員を取り上げたことを全て承知しておられるんですか。

中島好人委員 一応責任者というか、正式な会派じゃないですけども、議員団として発行していますから、共同でとなります。

大井淳一郎委員 私が言いたいのは、山田議員と矢田議員が請求書を出す前から行動を共にしていたのかを確認したいから呼びたいので、聞いたわけです。今のお答えだと、明るいまちを書くのは山田議員かもしれませんが、最終的に確認はしているということですね。その事実確認をしました。いずれにしても、山田議員と矢田議員の関係性がどうだったのかというのは個別に聞くべきだろうと思っていますので、山田議員の参考人は、引き続き求めるべきだと思います。

宮本政志委員 この後少し暫時休憩を求めます。創政会の藤岡委員と伊場委員と私で打合せをしておりませんでしたので、暫時休憩入れていただきたいんです。この流れでいくと、山田議員の参考人招致に関して継続性が



あるんであれば、今は会期中ですから、どういう方法にするか。今日出たんですから、この会議録を整理して、山田議員にも聞きたいことを文書化して、参考人招致を請求する。それと同時に矢田議員と樋口氏を参考人として呼ぶということは決まっていますから、それも具体的に日時を決めてやっていく。考えようによっては二つ一緒ですが、考えると別ですよ。山田議員の参考人招致、それから2人呼んでいくと。その辺りを提案したいんですけども、我々は同じ請求者で同じ会派なんで、暫時休憩を頂いて、もう少し打合せをしたいなと思うんですが、会長いかがでしょうか。

奥良秀会長 暫時休憩いたします。

---

午後4時7分 休憩

---

---

午後4時17分 再開

---

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、政治倫理審査会を再開いたします。今から決めていくことにつきましては、まず、山田議員、矢田議員に対して関係者として参考人でお呼びする日にちを決めさせていただきたいと思うんですが……

宮本政志委員 その前に先ほどの件ですけども、創政会の藤岡委員と伊場委員と私で打合せをしました。御提案させていただきます。まず、山田議員に対する参考人招致はこのまま続けていくべきだと思っております。手法に関しては、会長からの口頭ではなくて、今日、中島委員に質疑がたくさんありましたから、山田議員にもお聞きすべきことを文書にして、その内容をお聞きしたいんだということで政治倫理審査会から再度、参考人招致をする。その日にちを当然今から決めると。会期中ですからそんなに難しくないと思います。そして、その日にち以降の日にちの前提

で、矢田議員と樋口氏を参考人として呼ぶといった流れです。我々3人が話し合った結果なんで、この意見を参考にさせていただいて、お諮りいただきたいと思います。

伊場勇委員 それと少し付け加えます。山田議員については何度でも呼んでもなかなか来ていただけない。出席しなくてはいけない理由はないという御回答を文書で頂いているところです。この度は宮本委員がおっしゃったように中島委員に聞いたことを参考人出席要請文書に書いて、もう一度、来ていただくようお願いするということろでいいと思います。ただ、呼ぶと機関決定しておりますので、もし来られなかった場合には、この審査会の権威を損なうことなく、この審査会を軽視されるようなことなく、しっかりとした対抗措置というところも審査会としてしなくてはいけないことになるかと思えます。来ていただけると私は信じておりますが、そうじゃないと場合は、機関決定したことについては重く、この審査会で対抗措置等をするこも考えていくというところは必要じゃないかなというふうに思っております。それと矢田議員と樋口参考人については、同日で呼んでいただきたいなと思えます。同じ場所にじゃなくて、同日で呼べるような日程調整ができれば最適じゃないかなと思っております。

奥良秀会長 今、創政会のほうから御意見があつて、ちょっと一つ質問があります。対抗措置というのはどういったものですか。

伊場勇委員 そちらについては、まだ考えておりません。

中島好人委員 今の件だけど、考えていないけども対抗措置を取ろうということとは重大発言で、僕は取り消すべきだと思います。

伊場勇委員 この審査会で機関決定したことについて、今までも来られていないですが、次は必ず来ていただけると思っています。ただ、来られなか

った場合については、審査会としても何かしらの措置をしないと、そのままではいけないだろうと思っているということを伝えさせていただきただけです。

白井健一郎委員 お考えは分かりました。前からずっと言っているように、法的義務がないということとの整合性をどう付けるかということに関してのお答えも一緒に持ってきていただきたいんです。

宮本政志委員 伊場委員が私の後を続けて話が連動したんですが、やはり、これは分けていくべきです。山田議員が参考人招致を再度したけども来なかった場合はどうするんだというのは、我々3人の意見を伊場委員が言われたわけで、そのことも踏まえて、この審査会で結論を議論して出していくべきなんです。白井委員が言われたことも踏まえて議論していく。まずは、山田議員の参考人招致の日いち、時間をこの場で決めていただく。手法は我々が言った手法でいいのかどうか、あるいは別の方法でやろうというのを決めていただく。そして、先ほども言いましたように、日時はそれ以降になります。樋口参考人と矢田議員をお呼びする日時を決めていく。山田議員が参考人招致に来なかった場合にどうするか、そこも全部ひっくるめた議論というのは、またそれていきますから、まずは、その二つを決めていただきたい。

中島好人委員 そうというのは議事録に残るわけですよ。来なかったら対抗措置を取るって、何ら根拠もないわけですよ。それはまたそこでどうするかという論議はするし、対抗措置というか、そういうのは取り消すべきだと思う。今はその手法を変えて、要件を言って、こういうのを聞きたいというふうに案内するという方向だけで、来なかったらどうするか、ここで対抗措置を取ろうやと発言したんですよ。発言が残るわけですよ。それは取り消すべきだと僕は主張しているわけです。

伊場勇委員 今まで来られていなかったもので、いろいろなことを考える時間が

いっぱいあったわけですよ。この審査会の権威を失うことは、極めてしてはいけないことだと思いますから、考えられるという体で少し私の意見を述べさせていただきます。来られることを前提に私も考えております。もし来られなかった場合は、それからまた皆さんで話すことだと思っています。どういう対抗措置とか、そういうところを私は考えておりません。ただ、この審査会を軽視してほしくない、前例を作りたくない、ただそこだけです。

中島好人委員　だから、その辺はまたのときで、今ここで対抗措置の話をするのは問題じゃないか。今ここでそのことを発言するのは問題じゃないかと僕は言っているわけです。来ない場合には罰則しますとか何の根拠もない。法令で何の根拠もない。けども、権威うんぬんという話はまた次の問題として、どうするかという話はそうけども、今ここで来なかった場合は、対抗措置を取るというような話をここでするのは、いかなもんかという話をしているわけです。

宮本政志委員　中島委員が言われるのと伊場委員が言われたことは、少し違うんだけど、伊場委員は、藤岡委員と私と伊場委員、つまり創政会の意向を言いました。今から参考人招致の日時を決めていくのに、この日にもし来なかったら、対抗措置としてこういうふうな措置を取るぞというような話合いをしようというんじゃないんです。今はあくまで参考人招致の日時を決めましょう。そしてそれ以降の日時で、樋口参考人と矢田議員を参考人として呼ぶ日時を決めていきましょう。伊場委員は、審査会の皆さん、もしこれで山田議員が参考人招致に応じなくて、また来なかったときは、どういった措置をするべきかということは、この会で議論していこうじゃないかという私ら3人の意思表示を意見として言っただけなんです。中島委員の言われるように来なかったらどうするか、こういう処罰をするとか、そういった話を今から決めようという話じゃないです。まずは日時を決めてください。

中島好人委員 先ほどの発言からすると、会長が聞き返したように処罰するよう  
に捉えられる内容だったから。

伊場勇委員 今処罰とおっしゃいましたけど、処罰までにはいかないと思っ  
ています。そういうことじゃなくて、そういうふうな勘違いされたんであ  
れば、ちょっと言い方がまずかったと思います。すみませんでした。

中島好人委員 そういう個人の状況というか、そういうふうなことに抵触して  
いる内容であれば、議事録を精査して、会長に一任しますんで、その辺  
を諮ってみてください。

奥良秀会長 分かりました。対抗措置というのは強過ぎた発言だったかもしれ  
ませんので、気を付けていただきたいと思います。まず事務局にお伺い  
したいんですけど、本日の議事録が大体いつ頃作成できるでしょうか。

島津議会事務局次長 完成させるのはちょっと時間が掛かります。取りあえず  
起こすだけであれば、来週の月曜日には形にしたいと思います。1点だ  
け質問なんですけど、意見を聴取する事項を今日、中島委員に質問した  
全ての事項として、参考人招致をするということによろしいんですか。

(発言する者あり)山田議員の参考人招致に関して、意見を聞く事項を、  
今日、中島委員にした質問を全て網羅して依頼するということによろし  
いか。それであれば、それ以外のことは聞かないということによろしい  
ですか。

宮本政志委員 月曜日ぐらいには粗原稿ができるでしょう。その前提で、さっ  
き言ったじゃないですか、方法論はどうしますかと。口頭で言うんじゃ  
なくて、我々は正式に紙で出す。そこで、山田議員と関連するだろうと  
いう質問の全てを参考人招致の文面に入れるのか、あるいは山田議員に  
聞きたいことを選別して書いていくか、これは今から話したらいいじゃ  
ないですか。そうでしょう。私がさっき言ったのは、全部とは言ってい

ないですよ。今日、中島委員にした質問を全部箇条書にしてとは言っていないですよ、精査してと言っていますよね。それは私の意見ですから、それを今からここで決めたらいいじゃないですか。27日にできるのであれば、27日に総務文教と民生福祉があつて、28日に産業建設があつたと思います。その日程を考慮して、何日の何時に山田議員の参考人招致を決めればいいんじゃないですか。

島津議会事務局次長 参考に出席要請をするときに場所と時間、それともう1点、意見を求める事項というのを書いて依頼しています。今までは意見を求める事項については、矢田松夫議員に対する調査請求についてということで、それに関係する事項を聞くようにしていたんですけども、先ほどの提案でしたら、今日の質問事項を聞くと言われていたので、ここをどう書くのかなと思っただけです。それを来週以降に決めるということですね。

宮本政志委員 提案します。その議事録が27日午前にできるのか、昼にできるのか、夕方にできるのか分かりませんが、できた場合には、我々請求者3人で精査して、中島委員にほかの委員からも質問が出ましたけども、それも踏まえた上で、山田議員に聞きたいことを箇条書で作成するパターンと、それから会長、副会長で、それをきちっと精査されて、山田議員に対する質問、こういったことを聞きましょうということを精査されるか、その辺りを決めていただいていいですよ。でないとずるずる延ばすわけにいかん。

奥良秀会長 ちょっとまとめますね。27日中に粗原稿の議事録ができます。その議事録を精査した中で、質問事項を誰が挙げるのかということもありますが、創政会で挙げてもいいですよという提案ですよ。創政会以外の皆さんからも質問したいことがあるのであれば、一緒に載せて出してしまいたいと思うんですが、そういう流れでよろしいですか。

宮本政志委員 我々が作りました。例えば27日に議事録を頂きました。28日には作って出しました。その後に皆さんにメールか何かで見てもらって、これに付け加えて、皆さんが山田議員に聞きたい質問をメールなりなんなりで返してくださいということ。そう受け止めたけど、その辺りを詰めんと。

奥良秀会長 私が言ったのは、創政会では主に質問したいことは決まっています。山田議員に対して質問したいこと。大体今日、中島委員に対して質問されたことがベースにあるわけですよ。違うんですか。質問したいこと。それプラス、これを皆さんで共有するわけではなくて、今日この議事録が27日にできますよね。ほかの委員の方も質問があれば、創政会から出てきたものを皆さんに見せるわけではなくて、それプラス、一緒に足して出せば、議員の中では分からないことがもっと分かってくるのかなと思ったんです。

宮本政志委員 そんな非効率なことをするのであれば、27日に記録ができて、28日若しくは29日までに創政会の3人は質問を出してこいと。それをメールで各委員にも配って、我々が出したものに対して、それぞれの委員がこれを聞いてくれ、これを聞いてくれ、これを聞いてくれと出てきたら、それをきちっとまとめたやつをもう1回委員にメールなりで送って、それでいいですよと出れば、後は会長が会長名で、それを文書として山田議員に参考人招致の理由として出せばいいんじゃないですか。そういう流れで事務局、問題ありますか。

島津議会事務局次長 審査会の中でその辺を決めていただいて、正式に出せるような形にしておいてもらえば、審査会の決定に基づいて、事務局は依頼します。

奥良秀会長 もう一度言いますね。27日にできると。どうでしょうか。創政会でできますか。暫時休憩します。

---

午後 4 時 4 5 分 休憩

---

---

午後 4 時 4 8 分 再開

---

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開いたします。山田議員の関係者の参考人招致につきましては、3月8日の13時でよろしいですか。（発言する者あり）13時半でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）山田議員に対しまして、関係者として13時半にお呼びすることを決めたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、矢田議員に対しての参考人招致の件なのですが、いかがいたしましょうか。

宮本政志委員 これは先ほど伊場委員も言われたように、同時という意味じゃなくて、例えば午前に矢田議員、これは会期中ですから非常にやりやすいと思います。ただ、樋口参考人をお呼びするのは、御本人の御都合を確認して、それで決めないといけないと思いますので、暫時休憩入れていただいて、例えば午後とか、御都合のいいときをお聞きしてということでもいいんじゃないですか。それとも先に矢田議員のを決めますか。その日の午後どうですかと聞かれますか。

奥良秀会長 暫時休憩しましょう。

---

午後 4 時 5 0 分 休憩

---

---

午後 4 時 5 2 分 再開

---

奥良秀会長 暫時休憩を解きまして、審査会を再開いたします。続きまして矢田議員、樋口参考人の聴取についてということなのですが、何か質疑が



ありますか。

大井淳一郎委員 矢田議員につきましては、今日の審査会の中で問う事項が明らかになりました。樋口参考人については、従来から呼ぼうじゃないかという話があったんですが、改めてになると思います。樋口参考人を呼ぶ意義というか、必要性についてあれば、創政会から述べていただければと思います。

宮本政志委員 以前、参考人招致を行ったときも矢田議員と樋口参考人ということでやっております。また、本日の審査会の中でも、新たに聞きたいことも出ておりますし、あるいは、矢田議員の参考人招致のときに、また樋口参考人にお聞きしたいことも出るでしょうから、樋口氏を参考人としてということが我々創政会の3人の意向です。

大井淳一郎委員 承知いたしました。

奥良秀会長 その他、委員の方で何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
ないようですね。日時の決定をさせていただきたいと思います。3月10日14時半から矢田議員に対して参考人の招致をしたいと思います。その次に、同日3月10日の15時半に樋口参考人をお呼びしたいと思いますがいかがでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

島津議会事務局次長 この日は、一般会計予算決算常任委員会がありますので、委員会の終了後ということで、今の時間は想定される時間ということでよろしいでしょうか。

奥良秀会長 この予定で進めさせていただきたいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）2番、その他で何かあるでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないということなので、第9回目の政治審査会を閉じさせていただきます。お疲れ様でした。

---

午後 4 時 5 5 分 散会

---

令和 5 年（2023 年）2 月 2 4 日

政治倫理審査会長 奥 良 秀